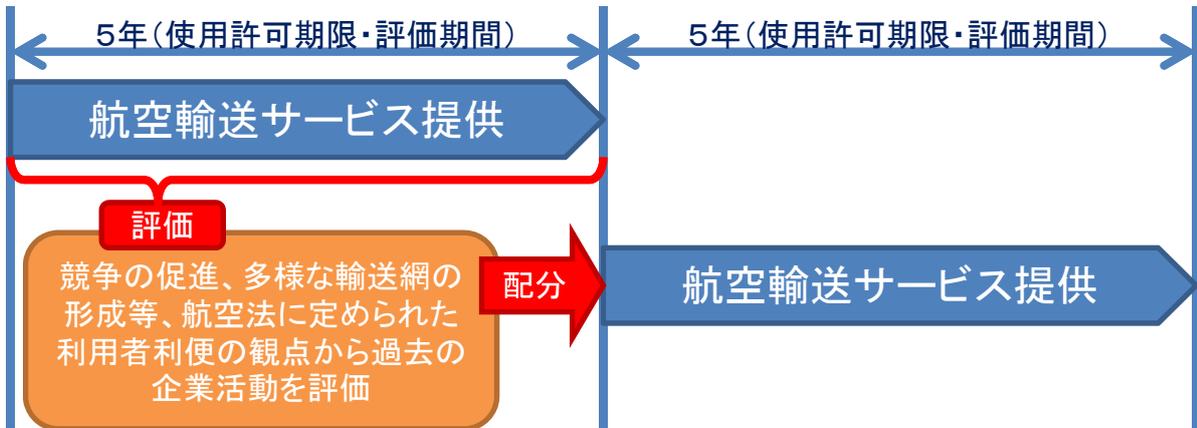
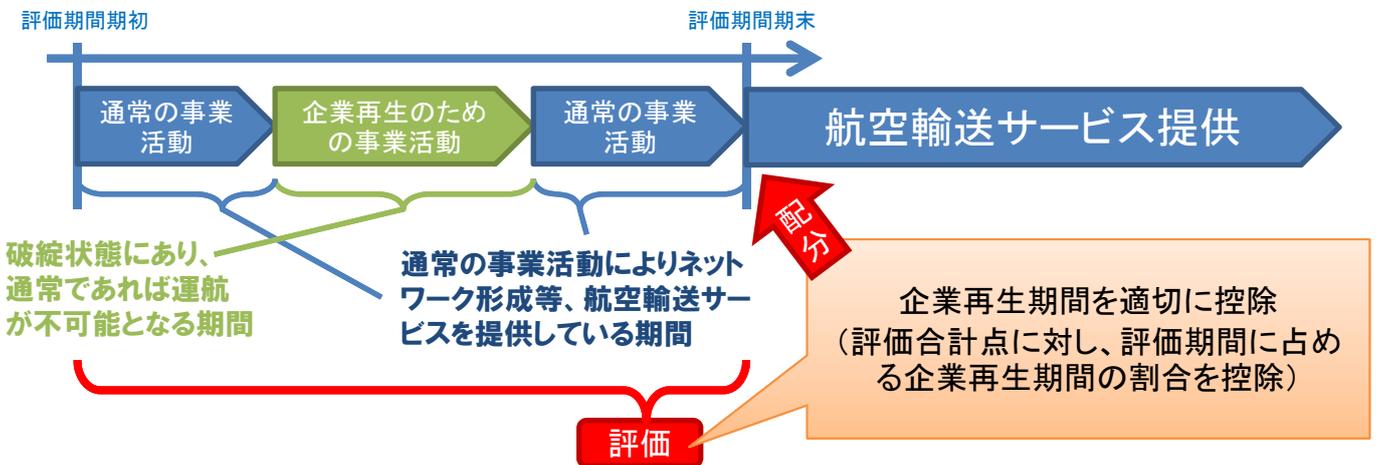


通常のスロット配分における評価手法



破綻事業者の取扱に関する考え方

- ・経営破綻となった航空運送事業者は、通常は事業活動が停止となり運航の継続が不可能となる。
- ・公的支援と企業再建法制を活用して企業再生の手続に入った場合は、通常であれば事業活動が停止され運航の継続が不可能となるものであり、企業再生期間は本来運航が行えなかった期間と考える必要がある。
- ・航空法において「従前の使用状況に配慮」することとあり、評価期間の中でこれら期間を適切に反映させる必要がある。従って、企業再生期間は評価期間から控除することが適当である。



航空法(抄)

第七十条の三 混雑空港(略)を使用して国内定期航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、混雑空港ごとに、当該混雑空港を使用して運航を行うことについて国土交通大臣の許可を受けなければならない。

- 国土交通大臣は、第一項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。
  - 運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであること。
  - 競争の促進、多様な輸送網の形成等を通じて利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものであること等当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであること。
- 国土交通大臣は、第一項の許可をしようとするときは、同項の本邦航空運送事業者の当該混雑空港の従前の使用状況に配慮してこれをしなければならない。
- 第一項の許可の有効期間は、許可の日からその日の属する単位期間(注:国土交通省令において5年)の末日までの期間とする。